

新型コロナウイルス感染症に係る国に対する要望事項

教育分野

(1) 学校休業中等の学習機会の確保

児童生徒1人1台の端末の配備等について、緊急経済対策に盛り込まれたところであるが、学校休業中等の児童生徒の学習機会を確保するため、確実に実施するとともに、国の緊急事態宣言を踏まえ、本県でも全ての県立学校と多くの市町村立学校で臨時休業を実施していることから、学習支援コンテンツの充実や、家庭での学習に伴う通信料負担への補填措置も講じること。また、こうした措置の対象に高校生も含めること。

(2) 教育関係行事の延期・中止等に伴う負担への対応

学校の一斉臨時休業の要請に伴う修学旅行の中止や延期に係る追加的費用への支援が緊急経済対策に盛り込まれたところであるが、国の要請を踏まえた全国一斉臨時休業に伴い延期・中止したものに限定せず、その後に実施を予定していた修学旅行も対象に含めるとともに、海外研修や校外研修についても対象とすること。また、すでにキャンセル料が発生している学校もあることから、早急に補填措置を講じること。

(3) 学校や社会教育施設等における感染症防止対策

マスク等の衛生資材を学校等に配布することが緊急経済対策に盛り込まれたところであるが、学校や社会教育施設等における感染症防止対策のため、非接触型体温計、アルコール消毒薬、マスク等を、国において安定的かつ優先的に供給するとともに、独自にそれらを調達した場合や消毒・洗浄作業を行った場合の経費について、早急に補填措置を行うこと。

また、特別支援学校のスクールバスでの感染リスク低減対策への支援について緊急経済対策に盛り込まれたところであるが、児童生徒の密集状態を緩和するためのスクールバスの増便に係る経費について、早急に補填措置を講じるとともに、高等学校における鉄道通学時の過密状況を避けるためのスクールバスの運行も対象に含めること。

■今後のスケジュール

準備ができ次第、郵送等により実施